

2026年5月19日 全10頁

# 動き始めた民間主体の二国間クレジット制度 (JCM)

## GX-ETS 本格稼働と国際ルール整備で変わる企業の活用の位置づけ

金融調査部 主任研究員 依田 宏樹

### [要約]

- 二国間クレジット制度 (JCM) は、日本政府や企業がパートナー国における脱炭素技術等の普及・実施に協力することで実現した温室効果ガスの排出削減・吸収の成果を両国に配分する仕組みである。排出量取引制度 (GX-ETS) の本格稼働による需要顕在化や国際ルールの明確化により、JCM クレジットの活用の位置づけが変化しつつある。
- JCM クレジットは、国際ルールとしてパリ協定6条2項に準拠した信頼性を有するとともに、同条に基づき国際航空分野等での利用が視野に入る。また、二国間合意に基づく制度枠組みの下で、パートナー国での案件形成に関する予見可能性も高い。
- 政府による政策的な後押しに加え、企業の市場調達ニーズの高まりが見込まれる中、従来の補助金中心のプロジェクトだけでなく、民間資金中心の JCM (民間 JCM) の組成促進が重視されてきている。政府のガイダンスや実施体制の整備で見通しは改善し、案件形成が増えつつある。
- 企業が民間 JCM の活用を検討する際は、①GX-ETS 対応の履行手段多様化の観点から JCM クレジットの役割をどう位置づけるか、②クレジット取得や投資回収の不確実性を踏まえ事業をどう設計するか、③当面の国内制度対応か将来の国際制度での活用か、といった観点から整理することが重要となる。

## 1. JCM クレジットの概要と注目の背景

二国間クレジット制度 (JCM: Joint Crediting Mechanism) は、日本政府や企業がパートナー国における脱炭素技術等の普及・実施に協力することで実現した温室効果ガス (GHG) の排出削減・吸収の成果を、両国の貢献度合いに応じて配分する仕組みである<sup>1</sup>。配分された成果

<sup>1</sup> 環境省「[地球環境・国際環境協力 JCM \(二国間クレジット制度\) について](#)」(最終閲覧日: 2026年5月19日)

は、各国がそれぞれパリ協定に基づき提出・更新する GHG 削減目標である NDC (Nationally Determined Contribution : 国が決定する貢献) の達成に活用される。

この成果全体のうち、JCM プロジェクトが実施されなかった場合に想定される排出量 (リファレンス排出量) とプロジェクト実施後の排出量の差分がクレジット<sup>2</sup>として発行される。さらに、そのうち日本の貢献分として認められたものが、二重計上 (同一の削減量を両国で計上すること) の回避を目的とした国際的な調整手続き (相当調整、詳細は 2 章) を前提として日本に移転され、JCM クレジットとして管理される。

JCM は、2013 年の開始以降、運用が継続されてきた。近年は、制度・環境面の変化を受けて、実務上の位置づけが変化し、注目が高まっている。具体的には、①排出量取引制度 (GX-ETS) の本格稼働、②政府による JCM の推進、③パリ協定 6 条を中心とする国際ルール整備の進展、である (図表 1)。これらは、JCM クレジットの調達環境を変えつつあり、企業が制度対応の一環として JCM への関与を検討する必要性を高めている。こうした点を踏まえ、以下、順に概説する。

図表 1 JCM クレジットを取り巻く環境変化と企業への影響

取り巻く変化 (ドライバー)	変化の内容	想定される企業への影響
① GX-ETSの本格稼働	✓ 制度対応を背景としたクレジット需要の顕在化	✓ 制度対応の選択肢として、調達・確保の検討の必要性が高まる
② 政府によるJCM拡大に向けた政策的な後押し	✓ 案件形成・供給拡大に向けた支援の強化	✓ 政府目標の達成に向け、企業の関与の必要性が高まる
③ パリ協定6条を中心とする国際ルール整備の進展	✓ 国際移転に関するルール・要件の明確化	✓ 国際移転を伴うクレジット活用や説明対応の検討がしやすくなる

(出所) 各種資料より大和総研作成

まず、①については、2026 年度から法的義務を伴う制度として GX-ETS<sup>3</sup>が本格稼働している。GX-ETS では、対象企業に排出枠が割当てられ、排出実績がこれを上回る場合、一定範囲 (上限 10%) でクレジットにより補完することが認められており<sup>4</sup>、クレジット需要の発生が見込まれる。GX-ETS で使用可能なクレジットは、現時点では J-クレジットおよび JCM クレジットの 2 種類に限られている。このうち、当面は国内制度である J-クレジットの方が実務上利用しやすい

<sup>2</sup> 「カーボン・クレジット」 (大和総研 WOR(L)D) 参照。 (最終閲覧日 : 2026 年 5 月 19 日)

<sup>3</sup> 依田宏樹「[政府が推進するグリーントランスフォーメーション \(GX\) 実現への道筋と課題](#)」 (大和総研レポート、2024 年 2 月 7 日) 参照。

<sup>4</sup> 経済産業省「産業構造審議会 排出量取引制度小委員会 中間整理」 (2025 年 12 月 19 日) によると、対象事業者は、毎年度の排出実績と同量の排出枠を翌年度 1 月末までに提出 (保有) することが義務づけられる。また、使用可能な JCM クレジットは地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法) に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 (SHK 制度) に準拠することが求められ、同制度では原則として 2020 年以前 (京都議定書期) の取り組みに由来するクレジットは使用できない。なお、SHK 制度とは、一定規模以上の事業者が GHG 排出量の算定・報告を義務付け、国がこれを公表する制度である。

いため、利用の中心となる可能性が高い<sup>5</sup>。JCM クレジットは、現状、政府支援事業を通じた発行が中心で、市場流通が限定的であるが、今後制度対応の選択肢として、JCM クレジットの活用・調達を検討する必要性は高まると考えられる（4章参照）。

また、②に関しては、2021年以降の地球温暖化対策計画において、JCMを日本のNDC達成に活用することが政策目標として明確に位置づけられた。2025年に閣議決定された同計画では、官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO<sub>2</sub>程度、2040年度までの累積で2億t-CO<sub>2</sub>程度の国際的な排出削減・吸収量の確保が目標として示され、拡大に向けた取り組みが進められている。このため、目標達成に向け、企業の関与の重要性が制度上、高まっている（3章参照）。

さらに、③に関しては、国際ルール整備の進展を受け、国境を越えたクレジット活用を取り巻く制度環境が変化しつつある。2021年のCOP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）・CMA3（パリ協定第3回締約国会合）においてパリ協定6条の実施指針が合意された。その後、2024年のCOP29・CMA6においては、排出削減・吸収の成果の配分に必要な政府の承認、報告、登録簿（クレジットの発行や移転を管理する口座システム）に関する細則が決定され、6条の完全運用化が合意された。これにより、6条の枠組みの下で活用されるJCMを含め、国際移転を伴うクレジットについて手続面の不確実性が低下し、企業にとってもクレジット活用や対外的な説明・開示対応の検討がしやすくなっている（2章参照）。なお、6条の運用に関する議論は今後も国連の場で継続される見通しであり、制度の具体的な運用状況を注視していく必要がある。

## 2. JCM クレジットの制度的な特徴

本章では、JCM クレジットの制度的な特徴について、パリ協定6条2項に準拠した信頼性および同項に基づく国際的な利用可能性に加え、二国間合意に基づく案件形成の予見可能性の観点から整理する<sup>6</sup>。

### パリ協定6条2項に準拠した国際ルール上の信頼性

パリ協定6条2項は、「協力的アプローチ」として、各国が連携し、排出削減・吸収の成果（以下、緩和成果）を国際的に移転し、活用するための基本ルールを定めている。また、具体的な運用は、同条に基づきCMAで採択された実施指針で明確化されている<sup>7</sup>。この下で、パー

---

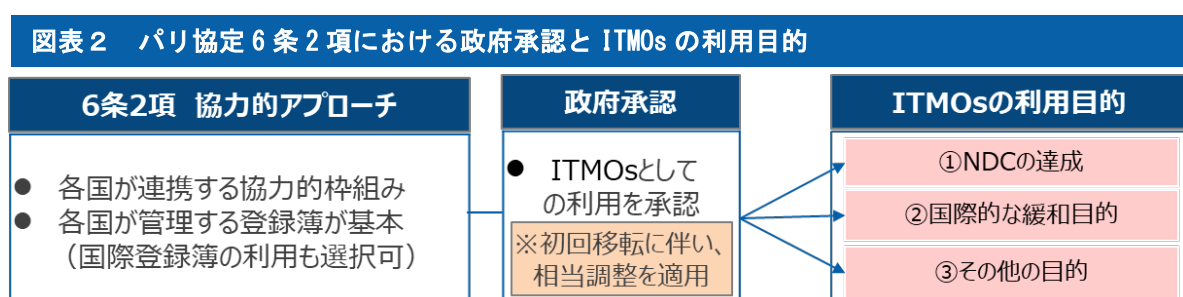
<sup>5</sup> 依田宏樹「[GX-ETS 本格稼働で強まる J-クレジットの早期確保への動き](#)」（大和総研レポート、2026年2月5日）参照。

<sup>6</sup> なお、6条4項にもクレジットの運用に関して共通する要素があるが、本稿ではJCMが該当する2項を中心に扱う。

<sup>7</sup> 例えば、United Nations Framework Convention on Climate Change, "Decision 2/CMA.3: Guidance on cooperative approaches referred to in Article 6, paragraph 2, of the Paris Agreement", Annex, in *Report of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement on its third session*, Glasgow, 2021/10/31-2021/11/13, pp.15-24.

トナー国政府は、緩和成果について利用目的を特定した上で、ITMOs（Internationally Transferred Mitigation Outcomes、国際的に移転される緩和成果）としての利用を承認することが規定されている（図表 2）。承認を受けた緩和成果は、他国への初回移転を経て ITMOs として扱われ、各国の登録簿などを通じて国際的に登録・追跡される。

こうした国際的な移転に際しては、同じプロジェクトに由来する削減量が複数の国の NDC に重複計上されることを防ぐため、移転先の国においては GHG 排出量を減算する一方、移転元であるパートナー国においては同量を加算する「相当調整」を適用することが制度上の要件とされている。ITMOs を NDC 達成に利用する場合には、各国はその利用に応じて相当調整を行い、当該内容を国連に報告することが求められている。



（出所）United Nations Framework Convention on Climate Change, “Decision 2/CMA.3: Guidance on cooperative approaches referred to in Article 6, paragraph 2, of the Paris Agreement”, Annex, in *Report of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement on its third session, Glasgow, 2021/10/31-2021/11/13*, pp.15-24 等より大和総研作成

JCM は、6 条 2 項の枠組みとの整合性を確保するため、COP26 以降、運用ルールを整備・見直しが行われてきた。JCM では、パートナー国政府を含む二国間の意思決定の仕組みが制度に組み込まれており、日本とパートナー国の両政府の代表からなる合同委員会を通じて運営されている。こうした運営のあり方は、6 条 2 項が想定する各国主導の「協力的アプローチ」の趣旨にも合致する。上述の 6 条 2 項に基づく制度プロセスに沿い、JCM においても、この合同委員会で合意されたクレジット配分等を前提として、パートナー国政府による ITMOs としての使用の承認が行われる。その後、日本への初回移転が行われ、それに伴い相当調整が適用される。日本に初回移転された ITMOs は、日本国 JCM 登録簿において JCM クレジットとして管理・追跡される。これらの仕組みにより、JCM クレジットは、国際移転・活用に際して国際ルール上の信頼性を備えたクレジットとして位置づけられる。

2025 年 11 月、日本政府は初めて、6 条 2 項に基づく ITMOs として、日本国 JCM 登録簿の政府保有口座に JCM クレジットを発行した<sup>8</sup>。その後、2026 年 1 月には 2 件目の ITMOs としての発

<sup>8</sup> 環境省「二国間クレジット制度（JCM）において初となる国際的に移転される緩和成果（ITMOs）の発行およびタイにおける JCM へのビジネス参画促進に関するフォーラムおよびビジネスマッチングの開催について」（2025 年 11 月 11 日）

行も行われている<sup>9</sup>。これは、6条2項という国際ルールに基づいた JCM クレジットの発行が、制度面にとどまらず、実務上も開始したことを示すものである。

### パリ協定 6 条 2 項に基づく JCM クレジットの国際的な利用可能性

ITMOs については、各国の NDC 達成を目的とした利用（図表 2 の利用目的①）、NDC とは別枠での国際的な緩和目的としての利用（同②）、およびその他の目的での利用（同③）が制度上整理されている。このうち、②としての利用の代表例として、国際航空分野における排出削減手段の一つである CORSIA（Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation）が挙げられる。

CORSIA は、航空事業者に対し、基準を上回る排出分についてオフセットを求める国際的な制度であり、その履行に当たっては、国際民間航空機関（ICAO）が定める要件を満たす CORSIA 適格排出ユニット（クレジット）のみが使用可能とされている。現状、6 条に基づく緩和成果については、CORSIA において適格排出ユニットとして位置づけられておらず、その取扱いや位置づけについては、ICAO および国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の双方において、整理が進められている段階にある<sup>10</sup>。

JCM クレジットも 6 条 2 項に基づくことから、この枠組みの中で同様の位置づけとなる。したがって、現時点では CORSIA での利用は認められていないが、今後、CORSIA を含む国際的な制度との位置づけや適格性に関する整理が進展すれば、JCM クレジットについても国際的な制度において利用される可能性がある。そうなれば、クレジットを利用する主体にとっては規制対応のための調達手段が拡大し、例えば航空事業者においては CORSIA への対応に活用できるようになるなど、他の制度においても利用の可能性が広がる。一方、JCM クレジットを保有・創出する企業にとっても、当該クレジットの利用先や売却先の幅が広がることが期待される。

### 二国間合意（MOC）に基づく案件形成の予見可能性

JCM は、日本政府とパートナー国政府が署名する JCM の構築に関する協力覚書（MOC：Memorandum of Cooperation）に基づき構築される枠組みである。MOC では、合同委員会を設置し、同委員会が JCM の実施に必要な規則・ガイドライン類の策定を担うことが規定されている<sup>11</sup>。合同委員会は提案された方法論の承認やプロジェクト登録、発行する JCM クレジット量の

<sup>9</sup> 環境省「二国間クレジット制度（JCM）において 2 件目のパリ協定に沿ったクレジット（ITMOs）の発行および日・モルディブ間の第 5 回合同委員会の開催結果について」（2026 年 1 月 9 日）

<sup>10</sup> Phillip Eyre, Seoyoung Lim, Iana Messetchkova and Perumal Arumugam (UNFCCC Secretariat)

“Chapter 6 Article 6 of the Paris Agreement: Supporting International Climate Cooperation and CORSIA” in *2025 ICAO Environmental Report*, ICAO, 2025, pp. 225-226.

<sup>11</sup> 経済産業省「二国間クレジット制度の構築に係る日・オマーン間の協力覚書に署名しました」（2026 年 4 月 10 日）によると、例えば、32 カ国目の JCM パートナー国として 2026 年 4 月に署名されたオマーンとの MOC においても、合同委員会の設置および規則・ガイドラインの策定を含む役割が明確に定められている。

決定を含む制度運用に関する主な意思決定を担う。

途上国を含む海外では制度運用の不透明性や政策変更リスクが課題となりやすい。政府間枠組みの下で、MOC に基づき設置された合同委員会が制度運用の詳細を明文化する一連の仕組みは、これらのリスクを低減し、企業が中長期の案件形成やクレジット確保計画を検討するうえでの予見可能性を高めるものと期待される。

### 3. 民間主導型 JCM の拡大を促す背景と足元の動向

本章では、民間資金を中心とする JCM について、その背景にある政策・制度上の変化を整理するとともに、制度の下で案件の具体化が始まりつつある足元の取り組み動向を概観する。

#### 政府の方針変更を背景に進む民間 JCM へのシフト

政府は JCM を通じた排出削減・吸収量の確保を政策目標として掲げる中、政府資金に依存した従来型の案件形成だけでは、必要な削減・吸収量を十分に積み上げることが難しいとの認識を強めてきた。その中で、従来、設備補助事業や実現可能性調査（FS）等の公的支援を通じて形成されてきた JCM プロジェクトの枠組みは、補助金要件や実施スケジュール、対象分野の制約を伴っている。このため、民間事業者による柔軟な案件形成やスピード感のある事業展開につながりづらい点が、改めて課題として認識されるようになってきた。

こうした状況を踏まえ、量的な目標の達成と制度運用上の制約の双方に対応するため、従来型の資金支援に加え、政府支援を原則伴わず民間資金を中心とする JCM（以下、民間 JCM）の組成促進が近年重視されるようになってきている。これは、資金源を官から民へ移すだけでなく、プロジェクト形成の初期段階から、民間事業者自身が主体的に関与することを前提とするものである。

この方針を踏まえ、民間 JCM の具体的な案件形成を実務面から支えているのが、「民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイドランス」（2023 年公表、翌年改定）である。同ガイドランスは、既存の JCM の枠組みを前提としつつ、民間主導型プロジェクトを成立させる上で課題となりやすかった実務上の不確実性を整理・補完する役割を担うものと位置づけられる。

具体的には、プロジェクト登録前に事業概要（PIN: Project Idea Note for JCM Project）を合同委員会に提出し異議の有無を確認する手続や、方法論が未整備の場合の対応、民間プロジェクトにおけるクレジット配分の考え方など、民間事業者が検討段階で直面しやすい論点や判断の着眼点が示されている（図表 3）。ただし、PIN による事前照会手続については、パートナー国によって採択の状況が異なり、制度文書上の位置づけは国ごとに異なる点には留意が必

要である<sup>12</sup>。

図表3 民間 JCM におけるプロジェクトサイクルと事業概要 (PIN) の位置づけ



(注1) PDDはProject Design Documentの略。排出削減量のモニタリング方法等を含むプロジェクト設計書。

(注2) 最初の2つ「PINの提出」「異議の有無の決定」は、全てのパートナー国で正式に採択されているものではなく、各国との協議を踏まえ順次導入が検討されている。

(出所) 環境省 経済産業省 農林水産省 外務省 日本政府指定 JCM 実施機構 (JCMA) 「二国間クレジット制度 (JCM) の概要と最新動向」(2026年4月)

民間 JCM では、民間の貢献の内容や程度がクレジット配分に反映されうる点で、パートナー国側と日本国側の配分割合をどのように設定するかが重要な論点となる。これは、政府資金支援を伴う従来型 JCM では日本国政府がクレジットの相当部分を取得してきたのに対し、民間 JCM では民間事業者が自らの資金負担と引き換えに、クレジット取得の主体として位置づけられつつあるという制度設計上の違いによるものともいえる。具体的な配分割合は合同委員会の判断に委ねられるため、パートナー国政府に対しては、PIN 等を活用し、プロジェクトを JCM として実施する必要性や意義について事前に十分な説明を行うことが不可欠となる。加えて、相当調整の実施後も、NDC への貢献に加え、コベネフィットやエネルギー需給の安定化といったメリットがパートナー国側にももたらされる点について、理解を得ておく必要がある。

さらに、制度運用面では、2024年の地球温暖化対策推進法改正により JCM が法定化されたことを受け、2025年に日本政府指定 JCM 実施機構 (JCMA) が発足し、これによりプロジェクト登録からクレジット発行に至るまでの JCM の制度運営や、パートナー国との調整等を担う体制が

<sup>12</sup> 環境省、経済産業省、外務省、農林水産省「民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイドンス (改定版)」(2024年3月25日)、p. iiiによると、2024年2月時点で PIN による事前照会手続きが採択されているパートナー国は、チュニジア、スリランカ、ジョージア。

整備された。JCMA は、合同委員会手続に関する事務局機能や JCM 登録簿の運営に加え、プロジェクトの手続支援、案件組成に関する相談対応、情報発信等を通じて、JCM の運用を実務面から支えている。こうした体制整備により、民間事業者にとっては、手続窓口や情報入手経路が明確化され、民間 JCM に取り組む際の制度的な見通しが一定程度改善されつつある。

## 具体化が始まった民間 JCM の取り組み

このように、民間 JCM では政府資金支援に依存しない形での制度整備が進められている一方、企業が民間 JCM として公表している具体的な案件は現時点では限定的である。公表情報から確認できる事例は、農業分野、特に水田における水管理（AWD：Alternate Wetting and Drying）によるメタン削減<sup>13</sup>が中心となっている。これは、フィリピンの水田における水管理によるメタン削減を対象とする JCM 方法論が 2025 年に承認され、プロジェクト登録やクレジット発行に向けた制度上の前提が整ったことによると考えられる。

民間 JCM の下で、クレジットの安定的な創出・供給を目的とするプロジェクトとしての具体化が進み始めた先行事例として、クボタ、クレアトゥラ、東京ガスは 2026 年 3 月、本格事業化フェーズへの移行を公表している<sup>14</sup>。当該案件は、フィリピンの水田で AWD を用いるものであり、数万 ha 規模での展開を想定するとともに、第三者検証等を経て民間 JCM として登録される見通しである。また、大規模化に伴う測定・報告・検証（MRV）の課題に対応するため、AI や衛星等を活用したデジタル MRV（dMRV）<sup>15</sup>の導入や、クレジット収益の一部を現地に還元するベネフィットシェアリングの仕組みが組み込まれている。

この他、こうした先行事例と並行する形で、事業化に向けた検証・準備段階にある民間 JCM の取り組みも進められている。例えば、兼松は 2025 年に Green Carbon と共同でフィリピンにおける水田メタン削減に関する技術検証の開始を公表しており、JCM クレジットの創出を前提に、GX-ETS 参加企業などへの販売を視野に入れた事業化を目指している<sup>16</sup>。

これらの先行事例や検証段階の取り組みからは、その具体化にあたり、大規模な MRV の実装や現地関係者を含む役割分担・便益配分の設計が、実務上の重要な論点となることが窺える。これは、従来の政府支援型 JCM では制度側が一定程度担ってきた調整やリスク管理の機能を、民間 JCM では事業者側が自ら設計・実行することが求められるためと考えられる。

---

<sup>13</sup> 水田におけるメタン排出の発生メカニズムや、メタン削減が気候変動対策において持つ意義については、依田宏樹「[メタン削減は気候変動対策の実効性を高めるか](#)」（大和総研コラム、2026 年 5 月 8 日）参照。

<sup>14</sup> 株式会社クボタ/クレアトゥラ株式会社/東京ガス株式会社「[フィリピンにおける水田由来のメタン排出削減に向けた JCM プロジェクトの本格事業化について](#)」（2026 年 3 月 5 日）

<sup>15</sup> 依田宏樹「[デジタル MRV が変えるカーボンクレジットの品質評価](#)」（大和総研レポート、2025 年 10 月 15 日）参照。

<sup>16</sup> 兼松株式会社「[兼松、JCM クレジットの事業化に向け、フィリピンの水田メタン排出量削減の検証開始](#)」（2025 年 10 月 16 日）

## 4. 民間 JCM 活用に向けた企業への示唆

本章では、GX-ETS 対応が必要な企業における義務の履行手段としての JCM クレジットの活用と位置づけを念頭に、民間 JCM の活用に向けた留意点を整理する。また、国際制度との関係を踏まえた JCM クレジットの位置づけを示す。

### GX-ETS 対応を見据えた履行手段の多様化

GX-ETS への対応にあたっては、対象企業は、自社での排出削減の取り組みに加え、GX-ETS で使用可能なクレジットを補完的に使用することが制度上認められており、クレジットの位置づけを中長期的な視点で捉えておくことが重要となる。自社拠点での直接削減には技術的・経済的な制約があり、削減に要する投資の回収にも時間がかかる場合が多い。こうした中、民間 JCM は、国外への技術移転を通じて、削減ポテンシャルの大きさを背景に、自社拠点での直接削減と比べてより大きな排出削減が見込める可能性がある。また、限界削減費用の観点から、自社拠点での直接削減と比べて、費用対効果の高い排出削減につながる可能性がある。

このため、民間 JCM への関与は、J-クレジット以外のクレジットの有力な確保手段となり、GX-ETS 対応における中長期の有効な選択肢の一つとなる。また、GX-ETS を巡る制度環境の変化に伴い、将来的な炭素価格の上昇や国内クレジットの供給タイト化に直面した際に、コストや調達リスクへの対応力を高める上で意義がある（図表 4 の(1)）。

### クレジット取得を前提とした民間 JCM 事業の設計

民間 JCM への参画を検討する企業にとって、事業設計の中核として、クレジット取得の確実性と投資回収モデルの確立が重要となる。民間資金主体の事業では、拠出資金の対価として、相当調整を経た JCM クレジットを事前に合意した配分に基づき確保できるかが、投資判断の決定的な要因となる。

実務上、プロジェクトの企画段階からパートナー国政府との間で、期待される削減量に対するクレジットの配分比率や、ITMOs としての承認手続に関する合意形成を早期に図ることが重要である。特に、パートナー国側が自国の NDC 達成の観点から削減実績の囲い込みを強めるリスクを想定し、当該プロジェクトがなければ実現しなかった排出削減であることや、パートナー国の政策目標への貢献等を明確にすることで、承認の見送りや配分縮小といった不確実性を低減させる必要がある。

加えて、こうした対外的な不確実性が事業の収益性や投資判断に影響を及ぼしうることを踏まえ、排出削減量やクレジット取得見通しについて、社内でどう評価するかを、あらかじめ明確にしておくことが重要となる。制度に基づく承認手続を事業上のリスクとして位置づけ、MRV の信頼性確保や技術的な妥当性を担保する設計を行うことが、最終的に予見性の高い民間 JCM

事業としての成立につながると考えられる（図表4の(2)）。

### 国際制度との接続可能性を踏まえた JCM クレジットの位置づけ

民間 JCM への参画を通じて取得されるクレジットの現時点の主な利用先は、GX-ETS を始めとする国内制度に限られている。しかし、今後、国際的な適格性や制度上の位置づけに関する整理が進めば、グローバルな制度での利用が検討される可能性もある。企業にとって民間 JCM の意義は、当面の国内制度（コンプライアンス対応）のための調達手段として活用する企業と、将来の制度変化（国際的に通用するクレジットになる）を見据えて戦略的に関与する企業で、その位置づけが分かれる。

当面の制度対応に重点を置くのか、将来の制度展開も視野に入れた関与とするのか、あらかじめ整理し、関与の方向性を明確にしておくことが重要である。制度の変化を見据えながら JCM との関わり方を設計していくことが、結果として外部環境の変化に対する柔軟な対応力の確保につながると考えられる（図表4の(3)）。

図表4 民間 JCM への参画に向けた視点と意義

検討の視点	実務上の要点	参画の意義・価値
(1) 履行手段の多様化	✓ 直接削減や国内クレジットを基本とし、JCM クレジットを中長期の選択肢として位置づけ	✓ 炭素価格やクレジット供給の不確実性に対応する選択肢の確保
(2) 事業設計の確実性	✓ 企画段階からパートナー国と配分・承認を合意し、クレジット取得の予見性を確保	✓ 投資対効果が見通せる、自社主導型のクレジット確保手段の確立
(3) 将来制度を見据えた活用可能性	✓ 将来の制度整備進展を踏まえた形でクレジットの扱いを整理	✓ 環境の変化に左右されにくい、幅のある活用選択肢の維持

(出所) 各種資料より大和総研作成

-以上-